

— 目 次 —

① 申請方法について

- Q 1 7/1 以降の申請開始前に相談や書類確認をすることはできますか？ — — — P 2
- Q 2 申請箇所は？ — — — P 2
- Q 3 申請時必要なものはありますか？ — — — P 2
- Q 4 申請書類はどこで入手できますか？ — — — P 2
- Q 5 代理申請はできますか？ — — — P 3
- Q 6 予算上限に達し次第申請受付終了とのことですが、現在申請できるかどうかわかりますか？ — P 3

② 対象要件について

- Q 1 婚姻届をまだ出していないが、支援金の申請をすることはできますか？ — — — P 3
- Q 2 要件に「2年以上継続して燕市に住む意思があること」とありますが、転勤等で転出する可能性がある場合も申請できますか？ — — — P 3
- Q 3 再婚の場合も対象になりますか？ — — — P 3
- Q 4 子どもがいる場合も対象になりますか？ — — — P 3
- Q 5 生活保護を受給している場合も対象になりますか？ — — — P 3
- Q 6 自分の所得金額がわからない。 — — — P 4

③ 対象経費について

- Q 1 結婚前に支払った費用は対象になりますか？ — — — P 4
- Q 2 婚姻後に単身赴任などで別居する場合の費用は対象になりますか？ — — — P 4
- Q 3 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？ — — — P 4
- Q 4 親族の家に引っ越して同居する場合の費用は対象になりますか？ — — — P 4
- Q 5 会社から住宅手当の支給を受けている場合は対象となりますか？ — — — P 4
- Q 6 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合は対象となりますか？ — — — P 5

④ 必要書類について

- Q 1 必要書類はどこで入手できますか？手数料はかかりますか？ — — — P 5
- Q 2 夫婦の一方に所得がない場合、所得証明書は不要ですか？ — — — P 5
- Q 3 燕市に税情報がないため納税証明書が発行できない場合は？ — — — P 5
- Q 4 奨学金の返済額が確認できる書類とは？ — — — P 6
- Q 5 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？ — — — P 6

⑤ 交付決定について

Q 1 申請書を提出してから交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？ ---P6

Q 2 申請順に交付決定されますか？ ---P6

Q 3 交付決定を受けた人は公表されますか？ ---P6

⑥ 支援金交付（振り込み）について

Q 1 支援金の振り込みはいつごろですか？ ---P6

Q 2 現金を手渡しで受け取ることはできますか？ ---P7

⑦ R5 年度からの継続申請について

Q 1 申請はいつ行えばいいですか？ ---P7

Q 2 必要申請書類は？ ---P7

Q 3 令和 5 年度から申請内容に変更点があった場合は ---P7

① 申請方法について

Q 1 7/1 以降の申請開始前に相談や書類確認をすることはできますか？

A 1 可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前にお越しいただく（またはお電話いただく）ことをおすすめします。また、燕市結婚新生活支援金ホームページにて支援金の該当になるかセルフチェックしていただけますので、ご利用後窓口または電話にて相談いただけると相談・確認作業がスムーズになります。

Q 2 申請箇所は？

A 2 燕市役所 3 階 13 番窓口地域振興課交流推進係になります。

Q 3 申請時必要なものはありますか？

A 3 燕市結婚新生活支援金ホームページ記載の申請書類一式と、申請内容に応じて必要な書類をお持ちください。また、燕市にて納税証明書を取得する場合、認印または三文判の印鑑での押印が必要です。（ネーム印等のシャチハタは不可）

Q 4 申請書類はどこで入手できますか？

A 4 燕市役所 3 階 13 番窓口地域振興課交流推進係にて入手できます。または、燕市結婚新生活支援金ホームページで PDF または Word データをダウンロード可能です。

Q 5 代理申請はできますか？

A 5 できません。申請者本人または配偶者の方どちらかがお越しいただき、本人確認をさせていただきます。

Q 6 予算上限に達し次第申請受付終了とのことですが、現在申請できるかどうかわかりますか？

A 6 受付状況については、申請前に地域振興課交流推進係 ([TEL:0256-77-8364](tel:0256-77-8364)) へご確認ください。受付終了となった場合は、燕市結婚新生活支援金ホームページでお知らせします。

② 対象要件について

Q 1 婚姻届をまだ出していませんが、支援金の申請をすることはできますか？

A 1 婚姻届の提出・受理後でないと申請できません。また、申請の対象とする燕市内の住宅に同居していることも要件になっているため、夫婦ともに住民票の住所を変更している必要があります。

Q 2 要件に「2年以上継続して燕市に住む意思があること」とありますが、転勤等で転出する可能性がある場合も申請できますか？

A 2 申請時点で転勤の予定が定かでないような場合は申請可能です。

ただし、あらかじめ終期が決められている転勤等で現在燕市に赴任している場合や、すでに転勤の予定がある場合など、2年以内に転出することが確実である場合は申請をご遠慮ください。なお、申請時には2年以上継続して市内に居住する意思のある旨を所定の様式で誓約していただきます。

Q 3 再婚の場合も対象になりますか？

A 3 対象になります。ただし、夫婦のどちらかが、燕市や転入前の市町村でこの制度の支援金を受けたことがある場合は対象外です。また、同一人同士による再婚も対象外です。

Q 4 子どもがいる場合も対象になりますか？

A 4 対象になります。

Q 5 生活保護を受給している場合も対象になりますか？

A 5 対象になります。ただし、対象経費（住居費（取得）、住居費（賃借費）、住宅のリフォーム費、及び引越費用）について、生活保護で生活扶助又は住宅扶助等を受給している場合、その部分については対象経費から控除します。

Q 6 自分の所得金額がわからない。

A 6 燕市役所 2 階 5 番窓口税務課市民税係にて、本人確認のうえ令和 6 年度の所得額を令和 6 年 7 月 1 日以降に確認することができます。申請時には所得証明書を取得し提出していただきます。令和 6 年度所得証明書は令和 6 年 7 月 1 日以降に発行可能となります。令和 6 年 1 月 2 日以降燕市に転入した場合、前居住地にて取得し提出していただきます。

③ 対象経費について

Q 1 結婚前に支払った費用は対象になりますか？

A 1 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 までに支払った費用で、かつ婚姻を機に支払った費用であれば、結婚前に支払った費用でも対象になる場合があります。ただし、夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合は、同居開始後に支払った費用のみが対象です。

Q 2 婚姻後に単身赴任などで別居する場合の費用は対象になりますか？

A 2 主たる生活拠点を燕市としている場合、別居でも対象とすることができます。ただし主たる生活拠点の住宅一軒に係る家賃等のみ対象となり、別居先（単身赴任先）に関する費用（購入費や賃料、別居先への引越費用）は対象となりません。

Q 3 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A 3 対象になります。ただし、所得の計算は一世帯で行いますので、親族が同一世帯の場合は夫婦と親族の合算になります。また、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている必要があります。

Q 4 親族の家に引っ越して同居する場合の費用は対象になりますか？

A 4 引越費用を申請する夫婦のいずれかが支払っていれば対象となります。

Q 5 会社から住宅手当の支給を受けている場合は対象となりますか？

A 5 会社等から住宅手当の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除します。（様式 3）住宅手当支給証明書の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。支給を受けていない場合も、住宅手当等の支給はゼロである旨を記載した住宅手当支給証明書の提出が必要です。

Q 6 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合は対象となりますか？

A 6 会社等から引越手当等の支給を受けている場合、支給額を対象経費から控除します。夫婦それぞれが支給を受けている場合、それぞれの支給額を合算して控除します。引越費用の支給額を確認できる書類を添付してください。

④ 必要書類について

Q 1 必要書類はどこで入手できますか？手数料はかかりますか？

A 1 燕市の場合、証明書発行窓口と手数料は次のとおりです。

①戸籍謄本

発行窓口：燕市役所市民課（1階2番窓口）、手数料：450円（コンビニ：300円）

※戸籍謄本は本籍地のある自治体でしか発行できません

②住民票

発行窓口：燕市役所市民課（1階2番窓口）、手数料：300円（コンビニ：200円）

③所得証明書

発行窓口：燕市役所税務課市民税係（2階5番窓口）、手数料：300円（コンビニ：200円）

④納税証明書

発行窓口：燕市役所収納課（2階3番窓口）、手数料：300円

申請時に認印または三文判の印鑑での押印が必要です。（ネーム印等のシャチハタは不可）

※コンビニで取得する場合、マイナンバーカードを持参のうえ4桁の暗証番号が必要です。

郵送での証明書請求などについては、お手数ですが燕市ホームページなどでご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。

Q 2 夫婦の一方に所得がない場合、所得証明書は不要ですか？

A 2 夫婦双方の所得証明書を提出してください。所得がないことを証明する場合は収入が無いことの申告が必要です。（燕市役所税務課市民税係2階5番窓口にて）申告後、収入がないことの証明書を取得していただくことになります。

Q 3 燕市に税情報がないため納税証明書が発行できない場合は？

A 3 令和6年1月1日現在で燕市に住民登録がなかった場合は、転入前の市区町村で納税証明書を取得してください。

Q 4 奨学金の返済額が確認できる書類とは？

A 4 奨学金返還証明書を取得していただくことが望ましいです。証明書の取得が難しい場合は通帳の写しや銀行振込明細の写し等で、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものを提出してください。

Q 5 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A 5 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。支払の内容（例：内訳、〇月分の家賃・共益費、建物代金、引越料金等）が記載されていない場合は、請求書や明細書などを添付してください。

⑤ 交付決定について

Q 1 申請書を提出してから交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？

A 1 申請書を受理してから 概ね 2 週間程度で審査を行い「交付決定通知書」を郵送します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、地域振興課から申請者へ電話またはメールでご連絡させていただき、書類の訂正や追加提出をお願いすることがありますので、その場合は期間が 2 週間を超える場合があります。

Q 2 申請順に交付決定されますか？

A 2 原則、受理した順に審査を行って交付決定しますが、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があります。その間は保留状態となりますので、次に受理した申請の審査を先に行う都合上、必ずしも申請順や受理順に交付決定されるとは限りません。

Q 3 交付決定を受けた人は公表されますか？

A 3 個人情報保護のため、氏名などの公表はしません。

⑥ 支援金交付（振り込み）について

Q 1 支援金の振り込みはいつごろですか？

A 1 交付決定後、補助対象経費の支払い完了後に申請者様より「燕市結婚新生活支援金実績報告書兼請求書」をご提出いただきます。その内容を審査し、支援金の額が確定すると、その提出日の翌月末までに、指定の銀行口座に振り込まれます。振込日のご指定はできません。

ん。また、振込完了のお知らせは行いませんので、記帳いただくなどによりご確認ください。

Q 2 現金を手渡しで受け取ることはできますか？

A 2 できません。口座振込のみです。

⑦ R5 年度からの継続申請について

Q 1 申請はいつ行えばいいですか？

A 1 燕市役所 3 階 13 番窓口地域振興課交流推進係にて令和 6 年 7 月 16 日以降申請可能です。

Q 2 必要申請書類は？

- A 2 ①令和 6 年度燕市結婚新生活支援金申請書
②住宅手当支給証明書（夫婦それぞれのもの）
③令和 6 年度納税証明書（夫婦それぞれのもの）

対象世帯には令和 6 年 6 月下旬を目途に住宅手当支給証明書、申請書を送付いたします。住宅手当支給証明書については職場で証明をいただいた後、申請手続きにお越しくくださいますようよろしくお願いいたします。

①、②については燕市役所 3 階 13 番窓口地域振興課交流推進係にて入手できます。

または、燕市結婚新生活支援金ホームページで PDF または Word データをダウンロード可能です。

令和 6 年度納税証明書発行可能時期が **7 月中旬以降**になりますので、7 月 16 日以降に納税証明書を取得のうえ、継続申請をお願い致します。

※令和 6 年 1 月 2 日以降に燕市に転入の場合、前居住地窓口で取得してください。

※納税証明書の有効期限は申請日の 60 日以内になりますのでご注意ください。

Q 3 令和 5 年度から申請内容に変更点があった場合は？

A 3 申請前に地域振興課交流推進係（[TEL:0256-77-8364](tel:0256-77-8364)）へご連絡ください。

申請時には変更内容に応じた証明書類の準備をお願い致します。

例：アパートの家賃額の変更があった場合、賃貸借契約書を再度提出ください。